

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の策定方針（案）

令和 7 年 5 月 26 日
農 政 水 産 部

1 策定の理由

宮崎県農業・農村振興長期計画は、本県農業・農村の持続的発展に向けた総合的かつ中長期的な方向性を示す基本指針となる計画であり、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の農業・農村部門における部門別計画であるとともに、「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）」第 9 条に基づき、国との適切な役割分担を踏まえた本県独自の具体的な計画として位置付けられています。

今年度は、10 年間の計画の中間年度に当たることから、社会情勢等の変化を踏まえ後期計画を策定します。

2 策定の考え方・位置付け

（1）考え方

- ・「第八次農業・農村振興長期計画」の後期計画として見直しを行います。
- ・国の「食料・農業・農村基本法」の改正及び同法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等を踏まえ検討を行います。
- ・農家及び地域の意向を十分に反映したものとします。

（2）位置づけ

- ・引き続き、県「未来みやざき創造プラン」の農業部門の部門別計画として位置付け、国の「食料・農業・農村基本法」に基づく国との適切な役割分担を踏まえた本県の具体的な計画として位置付けます。
- ・農業者をはじめ、市町村、農業関係団体等の諸計画や施策推進のための共通指針として活用されることを期待します。

3 計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）

4 策定計画の構成等

（1）長期ビジョン

- ・目標の「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」と目指す将来像は基本的に継承し、社会・農業情勢の変化や対応等を踏まえた見直しを行います。

（2）重点プロジェクト（仮称）

- ・食料安全保障の観点から、本県が将来にわたって食料供給基地としての役割を果たす必要があるため、「人材の確保・育成」や、「生産性」と「持続性」の両立に重点的に取り組みます。

（3）基本計画

- ・現計画の施策体系に掲げた 3 つの視点・7 つの柱に沿って見直しを行います。
- ・現計画の地域別ビジョンについては、位置付けを基本計画の一部に変更し、より実効性の高い地域施策の展開に取り組みます。

4 策定の方法

- (1) 審議会への諮問
計画の調査・審議を行うため、宮崎県農政審議会に諮問します。
- (2) 県民の参画
 - ・県民が主役となって宮崎の将来像を描く県民参加型の計画とするため、できるだけ多くの県民の考えを具体的に表現できるよう、市町村、農業団体、農業者等と意見交換を実施します。
 - ・さらに、計画案については、広く県民等の意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。
- (3) 県議会への報告・議決
 - ・策定作業の進捗に応じて、県議会に報告するとともに、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 20 年 3 月 26 日条例第 19 号）」に基づき、計画について、県議会の議決を経ます。
- (4) 計画策定のための庁内体制
 - ・農政水産部内に「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）策定委員会」を設置します。
 - ・各地域の農業情勢及び各市町村、農業団体、農業経営者等の意向を勘案し、それらを踏まえた地域の計画策定を行うため、西臼杵支庁・各農林振興局に「地域基本計画策定班」を設置します。

5 スケジュール

- 令和 6 年 9 月：第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）策定委員会発足
令和 7 年 5 月：農政審議会①（後期計画策定の諮問、策定方針の審議）
7～8 月：市町村、農業団体、農業者等との意見交換
11 月：農政審議会②（計画素案の審議）
12 月：パブリックコメント
令和 8 年 2 月：農政審議会③（計画原案の審議、答申）
2 月：計画案の県議会提案

6 事務局

策定作業に関する連絡調整等の事務は、農政企画課において行います。